

商工会だより



発行：高山西商工会

第20回小規模事業者持続化補助金の募集開始！

第20回公募日程が以下のように発表されました。※ 予定は変更する場合があります。

申請受付開始	令和8年11月 5日（木）
事業支援計画（様式4）発行の受付締切	令和8年12月 4日（金）
申請締切	令和8年12月15日（木）
採択発表予定	令和9年3月頃 ※この後交付申請を行い、交付申請認定後事業開始となります。
事業実施期限	令和10年3月末

★補助率 対象経費の2/3。

★上限額については以下の通り。

	上限額
通常枠	50万円
インボイス枠	+ 50万円
賃金引上げ枠	+ 150万円
インボイス+賃上げ	+ 200万円

★小規模事業者持続化補助金とは★

本補助金事業は、**自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組や販路開拓等の取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組**を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。※なお、本補助金は申請して必ず採択されるものではありません。

（こんな風に活用された方もあります～ちょっとだけ変わった事例～）

- ・キャンプ場経営の方が広い敷地の環境整備の時短のため、高性能の草刈り機を補助金にて導入。
- ・土建業の方が、新たな受注を獲得するため、バックホーの特殊なバケット部分を新たに導入。
- ・小売業の方が、ターゲット層に向けたチラシを作成。市民時報に折込み、数十件の受注獲得。
- ・飲食業の方が、仕入頻度の削減と客数増加に向けた取り組みのため大容量の冷蔵庫を導入。

・・・その他、活用事例は商工会ホームページより「支援事例のご紹介」を参考にしてください。

★気になる方はまずは一度ご相談ください。

補助金活用にはルールがあります。補助金採択と時期が合わない、補助金の趣旨と違う・・・といったこともありますので、まずは一度ご相談ください。

★審査時に加点となる、各種認定申請がございます。認定に時間を要するため早めにご相談ください。

補助金申請に備えて準備しておくといい① 「GビズIDプライムアカウント」

補助金申請、事業継続力強化計画などの認定申請、複数の行政サービスをインターネット上で利用するためのアカウント登録です。**取得には申請から1ヶ月程度かかることもあるため、各種申請を思いついたときにすぐできるよう、今のうちにアカウント登録をしておきましょう！分からない方は商工会でお手伝いします。お気軽にお問い合わせください。**

補助金申請に備えて準備しておくといい② 「事業継続力強化計画」

「事業継続力強化計画」は「主に中小企業・小規模企業向けの防災・減災の事前対策計画」で国が協力にこの策定を勧めています。国の補助金申請の審査において“**加点項目**”というものが設置されていますが、この計画策定はまさに加点項目となっています。経営に有益な計画ですのでこの機会に作成しておきましょう。商工会でお手伝いします！

一之宮本所
〒509-3505

高山市一之宮町3575-1
TEL:0577-53-3112
FAX:0577-53-3129

清見支所
〒506-0102

高山市清見町三日町165
TEL:0577-68-3366
FAX:0577-68-2570

荘川支所
〒501-5413

高山市荘川町新洲446
TEL:05769-2-1019
FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
ラインアカウント

融資のご相談は商工会へ！
日本政策金融公庫
「マル経融資」
利率2.70%
(令和8年8月末日時点)

取引先の「もしも」に備えていますか？
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)
「取引先が倒産したら…」そのときの資金繰りをサポートします

事業を続けていくうえで、取引先からの売掛金が回収できなくなることは、大きな経営リスクです。経営セーフティ共済は、取引先事業者の倒産による売掛金債権等の回収困難に備え、連鎖倒産や経営難を防ぐための共済制度です。

◎加入のメリット

無利子・無担保での借入が可能	解約時に「解約手当金」を受け取れる	臨時で資金が必要になったときに「一時貸付金」を受けられる
債権などの回収をすることが出来なくなったときに無利子・無担保での貸し付けを受けられます。	解約方法には3つの方法があり、どの方法でも 1年以上納めること で解約手当金を受け取ることが出来ます	取引先の会社が倒産していても、 臨時で資金が必要となったとき には「一時貸付金」を受けられます
節税効果がある	相続事業承継もできる	災害に遭ってしまったときのとりあえずの復旧資金や大事な設備の突然の故障への備えとしていいですよ ここがポイント！ 
積み立てていく掛金は 法人であれば損金 に算入でき、 個人事業主であれば必要経費 に算入することができ、節税効果がある	包括承継人や譲受人が、この制度に加入する条件を満たすことが出来ていれば、上記の事由が発生してから3か月以内に申請することで共済契約者の地位を承継することができます。	

■共済掛金について

- ・掛金月額は5,000円から200,000円までの範囲内(5,000円刻み)で自由に選べます。(掛金総額の積立限度額は800万円)
- ・掛金は増額・減額ができます。(減額には事業経営の著しい悪化等の一定の要件が必要です。)
- ・掛金は会社等の法人の場合は税法上の損金、個人事業の場合は事業所得の必要経費に算入できます。
 ※積立金が800万円になったところで自動的に掛金の引落はストップしますが契約は解約まで継続します。

■加入手続き等

加入手続きや、もう少し詳しく知りたいという方は高山西商工会までお気軽にお問合せ下さい。

「5分でわかる」高山市の景況調査について

令和8年第1四半期分の高山市景気動向調査を5分で読める形にまとめなおしたものを作成しました。

経営の参考にご活用ください。

(掲載場所 当会ホームページ内
 「高山西フリーページ」→「各種レポート」



現地の欲しい！や気になる！を聞いてみよう

「海外簡易アンケート調査」

中小機構では「商品情報の入力だけ」で結果が得られる海外簡易アンケート調査によるテストマーケティングを実施。御社の海外進出の判断材料とすることが出来ます。先着500社限定、無料の取組です。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

